

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和3年3月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000690号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000141号

第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年1月25日
② 平成27年7月25日
③ 平成28年1月25日
④ 平成28年7月25日

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間①から④までの期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成31年3月29日に破産手続開始、令和元年8月14日に破産手続廃止が決定されていることが確認できる。同社の元事業主に照会したものの回答を得られず、同社の破産管財人も、平成29年、平成30年及び平成31年の賃金台帳のみ保有しており、請求期間①から④までの期間に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の元取締役は、同社の元事業主が社会保険事務を行っており、請求者の請求期間①から④までの期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間①から④までの期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①から④までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。